

質問に お答えします

ストレスチェックについて

管轄の監督署まで提出していただく必要がありま
すので、本社でまとめて
報告することはできません。

ります。

問2 50人未満の事業場
において、ストレスチェ
ックを実施した場合、報
告の義務はありますか。

問4 1週間の勤務時間
が正社員の4分の3未満
のストレスチェック義務
対象外のパート、アルバ
イトにもストレスチェッ
クを実施した場合、報告
の対象となりますか。

問3 「常時50人以上の
労働者を使用する事業
場」でストレスチェック
を実施しなかった場合も
監督署に報告する必要が
ありますか。

答4 義務対象外のパー
ト・アルバイトについて
は、ストレスチェックを
受けていたとしても、様
式に記載する人数に含め
る必要はありません。
なお、ストレスチェッ
クの実施義務の対象であ
る「常時50人以上の労働
者を使用する事業場」の
算定においては、常態的
に雇用しているパート・
アルバイト並びに派遣労働
者もカウントしていただ
くこととなります。

問5 ストレスチェック
は「1年以内ごとに1回、
定期に」実施することと
されていますが、前回か
ら1年（365日）以内
に実施しなければいけま
せんか。

答5 毎年定期に実施す
る趣旨であり、業務の都
合等、多少前後すること
は差し支えありません。
（厚生労働省「ストレス
チェック制度関係Q&
A」より）

（池戸労務安全管理事務
所所長 池戸宏光）

監督署への報告に係る
よくある質問をまとめま
した。

問1 ストレスチェック
の報告「心理的な負担の
程度を把握するための検
査結果等報告書」（様式
6号の2）は、支店分を
含めて本社を管轄する監
督署に報告することとい
いますか。なお、ストレ
スチェックは全事業場分
を本社で実施しています。

答1 監督署への報告に
ついては、事業場ごとに、

答3 ストレスチェッ
クをしなかった場合も労働
安全衛生法第100条に
基づき提出する必要があ

会員事業場限定無料

メンタルヘルス相談室

当協会では、産業カウンセラーや特定社会保険労務士
資格を持った専門相談員が、メンタル不調者発生時の対
応策、関係規定の作成・整備等の適切な労務管理の実
施に向け、相談を無料で行っています。

ぜひご利用下さい。

相談日時 毎週火曜日
8:30~17:30
場 所 当協会1階相談室



相談員 新美智美
(産業カウンセラー・
特定社会保険労務士)

お問い合わせ・お申し込み先

企業の労働110番
☎052-961-7110